

# 令和7年度和歌山市狭あい道路拡幅整備事業 補助金交付申請のご案内

## 1. 募集期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金) (土日祝は除く)

## 2. 交付対象者の条件 次のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 整備要綱第3条第4項に規定する狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の交付を受けた者。
- ② 市税の滞納がない者。

## 3. 申請の条件 次のすべての条件を満たす場合、交付申請できます。

- ① 舗装整備の工事に着手していないこと。募集開始前に事前協議を行ったものでも、舗装整備工事の着手前であれば申請が可能。
- ② 申請者が過去に申請の対象敷地において同事業補助金の交付を受けていないこと。

## 4. 補助対象事業について 次のいずれかの整備が補助の対象です。

- ① アスファルト舗装の場合  
路盤厚さ 100mm以上 舗装厚さ 50mm以上
- ② コンクリート舗装の場合  
路盤厚さ 100mm以上 舗装厚さ 100mm以上
- ③ 道路側溝を整備する場合  
後退用地に既存道路部分と平滑となるようにコンクリート製の道路側溝を整備すること。

## 5. 補助金の額について 次の算定となります。

補助金額：下記①及び②のいずれか少ない方（最大10万円 千円未満切捨て）

- ① 舗装工事費（見積書添付）×2/3
- ② 後退部分の舗装面積（平方メートル）×3,000（円）

※ ①の舗装工事費には、諸経費及び消費税を含みます。

※ ①の見積書に対象工事費（後退部分の舗装工事費）以外が含まれている場合は、対象工事以外の工事費を除いた額（経費・消費税は按分）となります。

## 6. 交付の条件 次のすべての条件を満たす場合に、補助金が交付されます。

- ① 令和8年2月27日かつ補助事業完了後30日以内までに舗装整備工事の実績報告をすること。
- ② 交付申請時に添付された図面のとおり施工されていること。
- ③ 後退用地等に後退線明示プレートを設置していること。
- ④ 誓約事項を遵守していること。

7. 交付申請について 次の書類を和歌山市建築指導課窓口まで提出して下さい。

- ① 補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）
- ② 事業計画書及び収支予算書（狭あい道路整備事業）（交付要綱別記様式第1号）
- ③ 整備要綱第3条第4項に規定する狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の写し
- ④ 市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）
- ⑤ 後退用地等の舗装整備に伴う図面（求積図を含む）
- ⑥ 誓約事項（交付要綱別記様式第2号）
- ⑦ 委任状（代理人による申請の場合に限る）
- ⑧ 後退用地等の現況の写真
- ⑨ 舗装工事費の見積書

※ 「狭あい道路拡幅整備協議結果通知書」において、協議内容が「形状のみ」又は「未舗装」となっている場合は、「狭あい道路拡幅整備変更協議書」を提出いただくと、補助金の交付申請をすることができます。

※ 交付申請は提出した年度末まで有効です。令和7年度の交付申請は令和8年1月30日までに提出して下さい。

※ 交付申請書の押印は不要ですが、代理人による申請の場合、⑦の委任状には押印が必要です。

※ 舗装工事費の見積書が必要となります。見積書には見積業者の押印又は見積担当者の氏名・連絡先の記載が必要です。（詳しくはお問い合わせ下さい。）

8. 実績報告について 次の書類を和歌山市建築指導課窓口まで提出して下さい。

- ① 補助事業等実績報告書（規則別記様式第4号）
- ② 舗装整備の施工前、施工中（舗装の厚み）及び施工後のそれぞれ状況を確認できる写真
- ③ 舗装整備に係る実測図（求積図）
- ④ 委任状（代理人による申請の場合に限る）
- ⑤ 口座振替申出書及び振込先口座の確認ができるもの（預金通帳のコピー等）
- ⑥ 補助金等交付決定通知書（規則別記様式第3号）の写し
- ⑦ 補助金等交付請求書（規則別記様式第6号）
- ⑧ 舗装整備工事費の領収書の写し等

※ 実績報告書の押印は不要ですが、代理人による申請の場合、④の委任状には押印が必要です。

※ ⑤と⑦の書類には口座登録の登録印の押印が必要です。

※ 補助金等交付請求書（規則別記様式第6号）には請求日を記載しないでください。

※ 実績報告は令和8年2月27日かつ補助事業完了後30日以内までに提出して下さい。



連絡先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市 建築指導課 指導調整班（本庁舎9階）

TEL: 073-435-1100

FAX: 073-435-1175